

Eメールによる照会の方法、注意事項(必ずお読み下さい。)

1. Eメールによる照会に際しては、Eメール本文に(1)照会日、(2)照会者の氏名、住所、連絡先電話番号及び連絡先メールアドレス、(3)輸出入者符号(有する場合)、(4)貨物の主な品名、(5)輸入予定官署、(6)照会事項、(7)具体的な取引内容の説明並びに(8)照会者の本照会内容についての関税評価に関する見解の項目(下記の「事前教示に関する照会フォーム」を参考にして下さい。)について記載し、下記6.の(1)から(7)までに該当しないことを確認(Eメール本文に該当しない旨の記載をして下さい。)の上、税関の事前教示用メールアドレスに送付することにより照会を行うことができます。
2. 照会事項である関税評価を決定するために必要があると思われる取引の当事者、取引に関する事実関係等について可能な限り入力してください(ただし、機密にかかる事項がある場合には文書による照会をお勧めします。)。また、照会事項に係る関税評価に関する照会者の見解があるときは、当該見解を入力してください。
3. 照会は、当該照会にかかる貨物の主要な輸入予定地が判明している場合には、原則として当該主要輸入予定地を管轄している税関に対して行ってください。それ以外の場合は、当該照会者の所在地を管轄している税関に対して行ってください。
4. Eメールによる事前教示は、原則として、口頭による事前教示と同じ取扱いとなり、輸入申告時の税関の審査において尊重されるものではありません。輸入申告の審査の際に尊重される取扱いとなる文書による照会をお勧め致します。なお、Eメールによる事前教示の照会のうち、一定の条件を満たすものについては、照会者が希望する場合、文書による事前教示に準じた取扱いへの切替えの対象となります。
5. 資料が大部にわたる等の理由で添付ファイルの容量が大きいと、Eメールを受信することができない場合がありますが、その際は文書による照会をお願いします。なお、資料はできるだけ圧縮のうえ添付してください。
6. 次のいずれかに該当する照会については、回答することはできません。
 - (1) 仮定の事実関係に基づく取引等に係る照会
 - (2) 具体的な取引等の内容が確定していない貨物に係る照会
 - (3) 判断に必要な取引内容の説明及び資料の提出ができない照会
 - (4) 関税等の軽減を主要な目的とする取引等に係る照会
 - (5) 照会者及びその利害関係者が、照会する取引等について事後調査中、不服申立て又は訴訟中である等、関税評価上の紛争等が生じている取引等に係る照会
 - (6) 関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高い取引等に係る照会
 - (7) 貨物の輸入者、その委任を受けた通関業者等又は当該貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者以外の者による照会

7. 上記 6. に該当しない場合であっても、回答できない場合や文書による照会をお願いする場合があります。
8. 照会を受けた税関では、照会に際し記載された連絡先メールアドレスあてに、E メールで回答します。なお、一照会で一取引の照会として下さい。

照会方法

事前教示に関する照会フォームをダウンロードする



記載要領を参考に照会フォームに必要事項を記入する



照会フォームをメール本文に貼り付けて、下記のアドレスへメールを送信してください。

tyo-gyomu-hyoka@customs.go.jp